

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表寺馬場住宅の項を削り、同表丸岡住宅の項戸数の欄中「4」を「2」に改め、同表南牧場住宅の部中

「

霧島市牧園町高千穂3617番地 560、3617番地562、3617番地24、 3617番地25	簡易耐火構造 平屋建	20
--	---------------	----

を

」

「

霧島市牧園町高千穂3617番地 560、3617番地562、3617番地24、 3617番地25	簡易耐火構造 平屋建	19
--	---------------	----

に改め、同表大窪団地の項

」

を削り、同表西馬場上住宅の部中

「

霧島市隼人町真孝1405番地 1	木造平家建	3
霧島市隼人町真孝1405番地 1	木造平家建	2

を

」

「

霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	2
霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	1

に改め、同表下平住宅の項

」

を削り、同表檜木段住宅の部中

「

霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平屋建	20
------------------	---------------	----

を

」

「

霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造 平屋建	15
------------------	---------------	----

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

老朽化した市営住宅及び火災焼失した市営住宅を取り壊すため、本条例の所要の改正をしようとするものである。